

市第70号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

令和6年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|---------------|--------------|--|------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 横浜市磯子区民文化センター | 中区相生町3丁目61番地 | チーム杉劇／横浜市芸術文化振興財団／アイコニクス／ニックスサービス共同事業体 代表者 特定非営利活動法人チーム杉劇 理事長 坂 本 連 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

提 案 理 由

横浜市磯子区民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

チーム杉劇／横浜市芸術文化振興財団／アイコニクス／
ニックスサービス共同事業体の構成員

- 1 中区相生町3丁目61番地
特定非営利活動法人チーム杉劇
理事長 坂 本 連
- 2 中区山下町2番地
公益財団法人横浜市芸術文化振興財団
理事長 近 藤 誠 一
- 3 茅ヶ崎市赤羽根314番地の6
有限会社アイコニクス
代表取締役 吉 田 雅 史
社 長
- 4 磯子区磯子三丁目4番23号
株式会社ニックスサービス
代表取締役 浜 田 登 志 男
社 長

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （第1項から第5項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）